

米沢市景観計画

平成22年 6月

平成25年11月改定

米 沢 市

>> 目 次 <<

はじめに	1
第1 景観計画の目標	2
第2 景観計画の区域	3
第3 良好な景観の形成に関する基本事項	3
1 景観形成の基本方針	3
(1) 歴史・文化が薫る景観の形成	4
(2) 四季を彩る自然景観の保全・育成	4
(3) 魅力と賑わいの景観の創出	4
(4) 身近な景観形成の推進	5
2 景観要素別景観形成方針	6
(1) 歴史・文化の景	6
(2) 自然の景	6
(3) まちの景	7
(4) 里の景	8
(5) 移動の景	9
(6) もてなしの景	10
(7) つながりのある景	10
(8) 眺めの景	11
第4 地域別の景観形成方針・行為の制限	12
1 自然景観保全地域	13
(1) 自然景観保全地域の区域	13
(2) 自然景観保全地域の景観形成方針	13
(3) 自然景観保全地域の届出対象行為と規模	14
(4) 自然景観保全地域の景観形成基準	15
(5) 自然景観保全地域及び景観形成地域における保全対象の眺望景観	16
2 景観形成地域	17
(1) 景観形成地域の区域	17
(2) 景観形成地域の景観形成方針	17
(3) 景観形成地域の届出対象行為と規模	19
(4) 景観形成地域における景観形成基準	20
3 景観形成重点地区	21
〔景観形成重点地区の景観形成方針共通事項〕	21
(1) 景観形成重点地区の届出対象行為と規模	21
(2) 松が岬公園周辺地区	22
(3) 米沢駅周辺地区	24
(4) 上杉廟所周辺地区	26
(5) 小野川地区	28
(6) 景観形成重点地区における色彩基準	30
第5 その他の良好な景観の形成に関する事項	31
1 景観重要建造物の指定の方針	31
2 景観重要樹木の指定の方針	31
3 公共施設の整備に関する景観形成方針	32
4 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項	32

はじめに

米沢市景観計画の策定について

本市のまちなみは、伊達氏、上杉氏の城下町として形成されてきました。特に現在のまちなみの骨格は、初代米沢藩主上杉景勝の家臣である直江兼続によって整備されたものです。

残念なことに、歴史的な建造物の多くは、大正期の米沢大火等によって失われてしまいました。また、高度経済成長期には、周辺の景観に配慮されることのないまま住宅供給や市街地整備が進められ、現在のまちなみが形成されてきました。

しかし、安定成長期以降は、“ゆとりある生活と環境”を求める意識が高まってきたことや、観光地として本市に多くの人が訪れるようになったことで、美しい景観や歴史を感じさせるまちなみの再生を求める声が市民の間に広がってきました。

このため、本市では、昭和63年度に「美しいまちづくり計画」、平成10年度に「米沢市景観形成指針」を策定し、それぞれの地区の特性を活かした美しく魅力あるまちなみ景観づくりを推進してきました。

そして、平成16年に我が国で初めての景観に関する法律である「景観法」が施行されたことを受けて、より積極的に“米沢らしい”景観形成を推進するために、これまでの景観施策を基本とした『米沢市景観計画』を策定しました。

景観は、歴史・自然・まちなみなど様々なものが一体となって形成されるものです。

この特色ある景観を活用している市民・事業者・行政は、それぞれの役割を明確に意識し、協力して創り上げ、維持していかなければなりません。

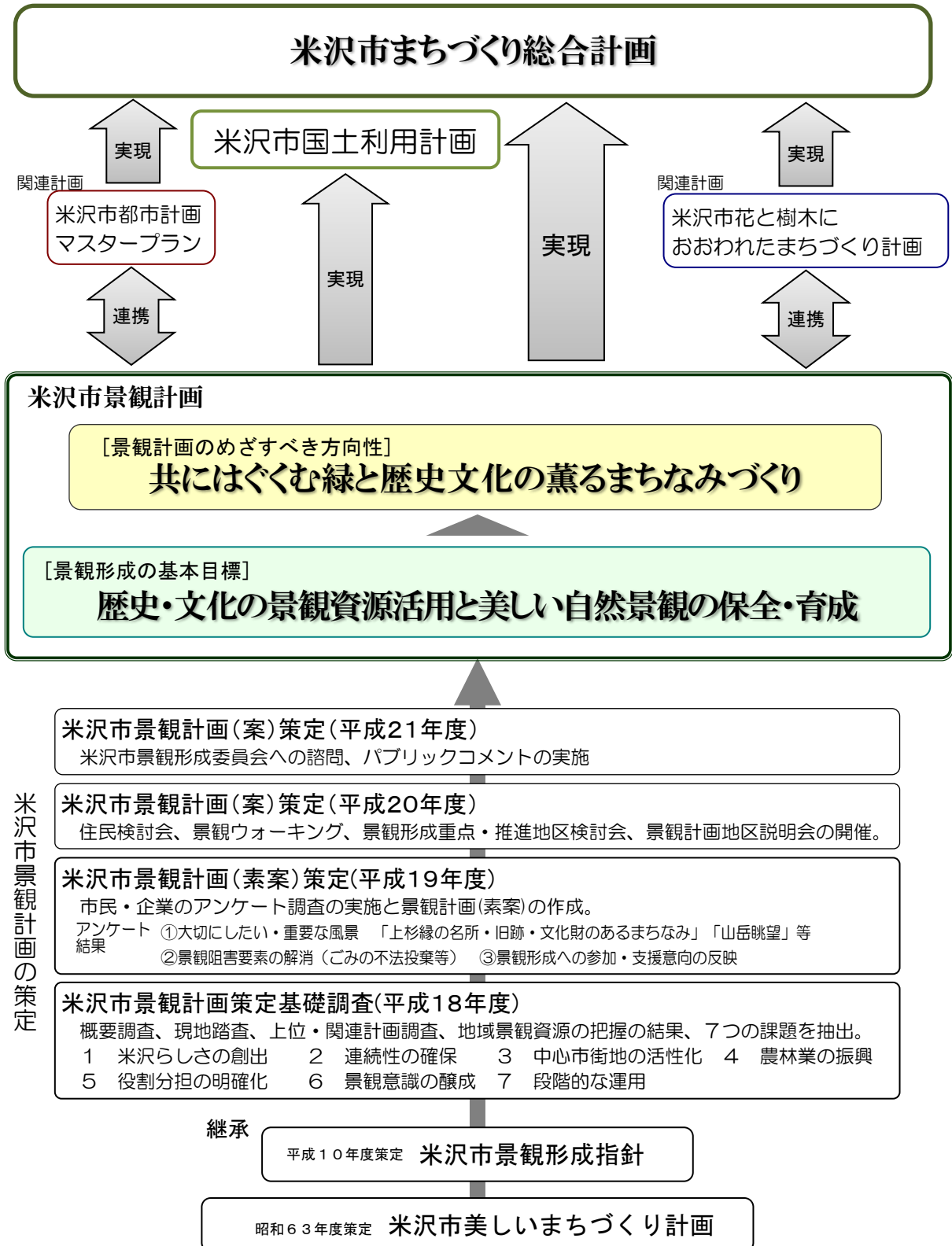
『米沢市景観計画』は、市民一人一人がまちづくりに関わることによって、米沢の魅力をより高め、文化の薫り高いまちの醸成をはかり、“住む人が誇りと愛着をもち”、“訪れる人が喜び、満足できる”米沢らしさを活かした美しいまちなみを形成し、次世代に継承するための計画です。

この計画を推進し、良好な景観の形成を図ることで、市民の生活が豊かになり、同時に、観光の振興や交流人口の拡大による地域の活性化につながることを願っています。

※『米沢市景観計画』は、これからも積極的に市民・事業者の意見を取り入れるなど、地域の実情にあわせて、随時、修正・追加していく柔軟な計画として運用していきます。

第1 景観計画の目標

米沢市まちづくり総合計画で掲げる将来像を実現するため、これからの本市の景観形成の方向性を示す景観形成の基本目標を次のとおり定めます。



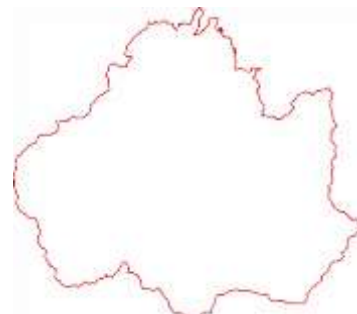
第2 景観計画の区域

本市の景観形成を一体的に進めるため、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は市全域とします。

なお、地域の特性を活かした景観を形成していくためには、景観の背景となるまちづくりに沿った方針が必要となります。

このため、都市計画法で定める都市計画区域内を景観形成地域、都市計画区域外を自然景観保全地域とします。

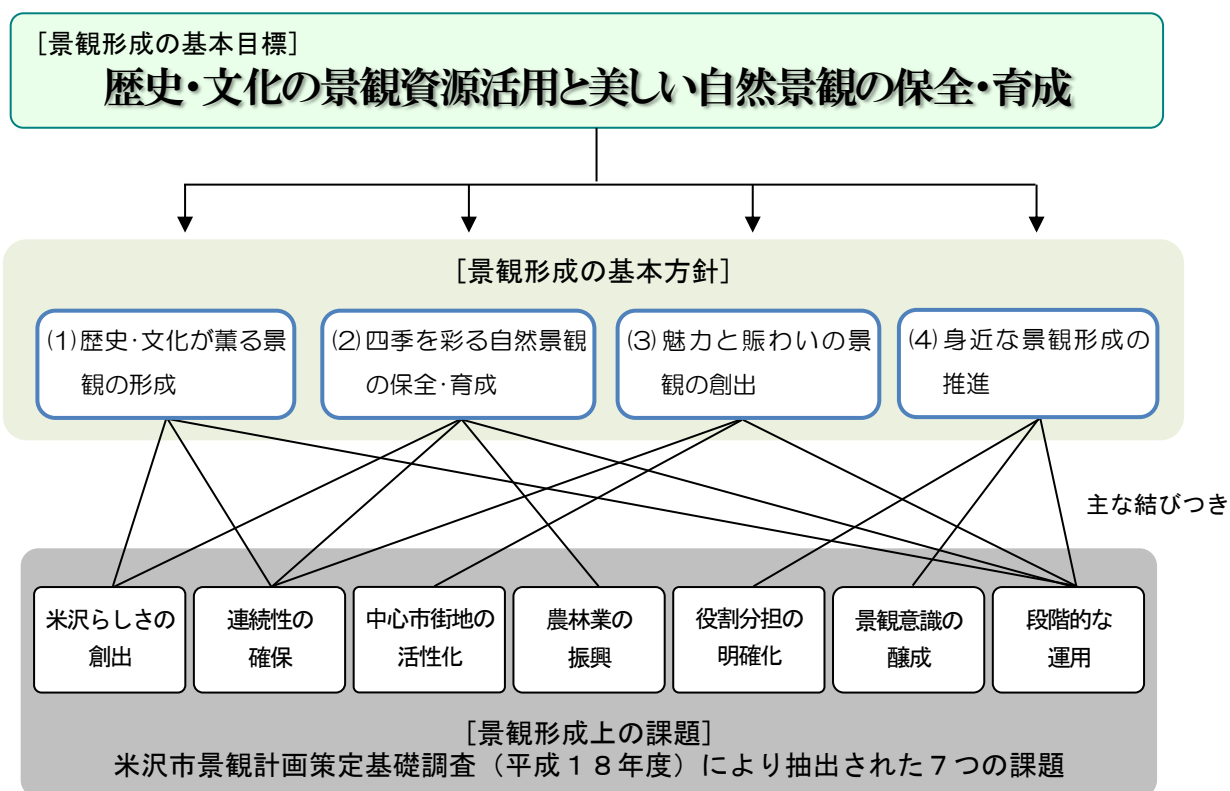
また、重点的に景観形成を進める地域を景観形成重点地区として別に定めます。



第3 良好な景観の形成に関する基本事項

1 景観形成の基本方針

景観形成の基本目標を実現するとともに、景観形成上の課題に対応するための具体的な方向性を「景観形成の基本方針」として設定します。



(1) 歴史・文化が薫る景観の形成

本市には、上杉縁の名所・旧跡等の文化財をはじめとする、歴史・文化的景観資源が数多く残っています。

こうした歴史・文化的景観資源を有効活用し、上杉の城下町らしい景観の形成を図ります。



旧米沢高等工業学校本館



上杉家廟所



上杉記念館

(2) 四季を彩る自然景観の保全・育成

本市の代表的な景観資源の一つとして、「市街地のいたるところから望むことができる吾妻山や斜平山等の山々」や「豊かな水辺を演出する最上川や鬼面川」等の自然景観が挙げられます。

こうした自然景観を保全・育成することにより、良好な自然景観の形成を図ります。



吾妻山



斜平山



鬼面川

(3) 魅力と賑わいの景観の創出

各種施策と一体となったイベント等を活用した賑わいづくりと、歴史・文化的景観資源とのネットワークを活用するとともに、看板や街灯等のデザイン化を推進し、新たな商店街の魅力の創出を図ります。



桐町商店街



駅前商店街

(4) 身近な景観形成の推進

市全域の良好な景観の形成を実現するためには、多くの時間と労力と費用を要します。それには、まずできるところから活動することが重要であり、その第一歩として生活に密着した身近な景観の形成の推進を図ります。

ア 景観意識の醸成(まちの景観への関心と理解の向上)

良好な景観の形成を実現するためには、多くの市民が景観への理解を深めることが重要です。一人一人の市民が身近な景観の形成を実践する主役であることを認識するために、景観に関する様々な情報を提供、フォーラム※やワークショップ※、住民講座等を催し市民への働きかけに努めます。

イ 清掃活動・美化活動や緑化活動等の住民活動の拡充

現在も住民活動の一環として行われている清掃活動や美化活動等について、活動の充実・拡大を進めていきます。

また、緑化活動についても、「米沢市花と樹木におおわれたまちづくり計画」を基本とした、新たな取り組みを促進するような施策を検討していきます。



協働による花の植栽作業



芳泉町周辺地区

2 景観要素別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえ景観資源を要素別に分け、その景観形成の方針を定めます。

(1) 歴史・文化の景



酒造資料館



米織の資料館



まちなかに残る蔵

ア 歴史・文化的景観資源の保全と活用を図ります。

(ア) 歴史・文化的景観資源の保全と活用

(イ) 歴史・文化的景観資源周辺の緑化と広場化等による活用

(ウ) 町割りや市街地を流れる用水路等、本市の骨格を形成している歴史・文化的景観資源の保全と活用

イ 歴史・文化の薫るまちなみ景観の形成を図ります。

(ア) 環境に配慮した建築物等の形態、色彩、材料等の選択

(イ) 緑豊かな景観の形成

ウ 歴史・文化的景観資源のネットワークの形成を図ります。

(ア) 歴史・文化的景観資源にふさわしい街路の緑化、歩道の整備・舗装改善、ストリート・ファニチャー※の設置

(イ) 歴史・文化的に重要な場所や人物等に関する案内板・記念碑等の整備推進による歴史・文化的景観資源のネットワーク化

(2) 自然の景



斜平山の雪景色



吾妻連峰



最上川の冬鳥

ア 山林・農地等の景観の形成と荒廃の抑制を図ります。

- (ア) 農林業の振興による農地や樹林地の自然景観の保全・育成
- (イ) 自然と調和した開発の誘導
- (ウ) 自然と調和したガードレール、橋りょう等構造物の素材やデザインの検討

イ 豊かな水辺空間を活かした景観の形成を図ります。

- (ア) 河川・水路周辺の緑化推進
- (イ) 河川周辺の樹木の保全（河川改修時の景観への配慮等）
- (ウ) 親水空間の創出（親水公園、展望テラスの整備等）

ウ 自然とふれあう憩い場の創出を図ります。

- (ア) 自然と調和した施設整備
- (イ) アクセス道路※の整備
- (ウ) 花や樹木を植栽する等、季節を演出する整備

(3) まちの景



住宅地



駅前商店街



米沢オフィス・アルカディア

ア 住宅地では、地域特性を活かした景観の形成と市民活動を推進します。

- (ア) 地域特性を活かした住宅の景観形成
 - ・ 既存樹林等の資源の活用
 - ・ 兜山や栗子山などの山岳への眺望軸と道路軸が一致することを活用
 - ・ 建築協定、緑化協定の導入推進
- (イ) 住宅団地等における街路樹の整備や修景の推進
- (ウ) 新しい住宅地景観のモデルづくり
 - ・ 良好な住宅地景観のモデルとなる宅地開発の推進
 - ・ 米沢市景観賞等による良好な建築物の奨励
 - ・ 新たな市街地開発や大規模建築物等の整備に併せた積極的な緑の配置
 - ・ 建築協定等による環境に調和した建築物等の形態、色彩の選択
- (エ) 緑化活動・美化活動等の市民活動の推進
 - ・ 宅地内樹木の育成と道路に面する部分の生垣化の奨励
 - ・ 緑化及び環境美化等、市民の自主的な活動の支援と緑化協定導入の促進

イ 商業地では賑わいのある景観、業務地では活気ある景観の形成を推進します。

(ア) 商店街づくり

- ・ 経営の近代化による個性的なまちなみの形成
- ・ フルタイム・ショーウインドー※化等によるショーウインドーの充実と賑わいの演出

(イ) まちのデザイン化とゆとりある景観形成の推進

- ・ 電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化
- ・ 美しく歩きやすい歩行空間の確保
- ・ 景観に配慮したストリート・ファニチャー等の設置の推進

(ウ) 建築物の位置、形態、意匠及び駐車場の位置の適正化

- ・ 土地利用の向上やセットバック※等によるゆとりあるまちなみの形成

(エ) 都市機能の充実

- ・ 道路のシンボルロード※化等による都市機能の充実と賑わいの創出

(オ) 市の玄関口としての駅周辺の景観整備

- ・ 駅周辺と商店街の景観形成と緑化の推進

ウ 工業地では、周辺景観との調和と緑化を推進します。

(ア) 周辺の景観と調和した施設の形成

- ・ 住工混在地域における適正な土地利用の推進
- ・ 周辺と調和した形態や色彩の建築物の推進
- ・ 生垣、緩衝緑地の設置による緑化推進
- ・ サイン※等のデザイン化

(イ) オープンスペース※や道路に面する部分の緑化推進

- ・ 敷地内の道路、歩道への樹木の植栽等による緑化推進
- ・ 花や樹木の植栽による四季景観の演出
- ・ 安らぎと潤いを醸し出す緑地や親水広場等の設置

(4) 里の景



田園風景



秋の風景



そばの花咲く風景

ア 良好な農地等の保全・育成により田園風景の形成を図ります。

(ア) 良好な集団農地の保全・育成

(イ) 農業的利用と都市的利用の調整及び適正化の推進

イ 原風景となる農村集落の景観の形成を図ります。

(ア) 屋敷林の保全、周辺の緑化推進

(イ) 既存水路等の親水性の向上

(ウ) 田園景観と調和した形態や色彩の建築物の推進

(5) 移動の景



住之江橋



花岡町通り

ア 環境と調和した道路等の景観形成を図ります。

(ア) 環境と調和した安全で美しい道路、橋りょう等の整備

- ・ 快適な歩行者空間の確保
- ・ 電線類の地中化、迂回化
- ・ 街路樹の適正管理と緑化の推進
- ・ ポケットパーク※の整備
- ・ 景観に配慮したモニュメント※、ストリート・ファニチャーの設置

(イ) 良好な景観の形成を図る広告、サイン、建築物の推奨

イ 本市の個性を活かした道路づくりを推進します。

(ア) 主要幹線等重点的に景観整備が必要な道路の選定

(イ) シンボルロードの整備

- ・ 地域特性を活かした個性ある景観と機能を持ち、地域の象徴となる道路の整備

ウ 誰もが安全で快適な道路づくりを推進します。

(ア) わかりやすく効率的な道路ネットワークと適切なサイン等による快適な道路づくり

(イ) 段差や障害物等の少ない、誰もが安全で快適な歩行者空間の確保

エ 鉄道からの良好な景観の保全を図ります。

(ア) 奥羽本線上で見ることのできる鉄道関連の景観資源や産業遺産の保全と活用

(イ) 米坂線から望む斜平山とその周辺に広がる田園風景の保全

(6) もてなしの景



小野川温泉



白布温泉



天元台高原スキー場

ア 温泉街や宿泊 レジャー施設周辺の景観形成を推進します。

(ア) 情緒ある温泉街としての景観形成の推進

- ・ 温泉街として景観に配慮する建築物、広告、サインの推奨
- ・ 電線類の地中化や街路灯、サインのデザイン化
- ・ 美しく歩きやすい歩行空間の確保
- ・ ポケットパークや休憩施設の整備、ストリート・ファニチャーの設置等

(イ) 温泉街周辺の環境整備

- ・ 電線類の地中化や街路灯、サインのデザイン化
- ・ 美しく歩きやすい歩行空間の確保
- ・ ポケットパークや休憩施設の整備、ストリート・ファニチャーの設置等

(ウ) レジャー施設周辺の景観資源の発掘と利活用

- ・ 周辺の計画的な緑地の配置
- ・ 周辺の景観資源の発掘と周辺整備
- ・ スキー場等からの雪景色ビューポイントの発掘及び周辺整備
- ・ ナイター照明との連携による雪景色の景観の演出等

(エ) アクセス道路等の整備とサイン等の適切な設置

- ・ もてなしと景観に配慮した屋外広告物設置の誘導

(7) つながりのある景



松が岬公園



樹木とうこぎ垣根



最上川の緑地

ア つながりある景観を形成する景観資源の発掘と整備を推進します。

(ア) 歴史・文化的景観資源の発掘と保全・活用

(イ) 自然景観、まちの緑景観資源の発掘と保全・育成

- ・ 市街地の緑の保全と、緑化の推進
- ・ 最上川や堀立川等の河川、水路周辺の緑化の推進

- ・ 河川等における親水空間の整備

イ 歴史・文化、自然景観、まちの緑等景観資源のネットワーク化を推進します。

- (ア) 景観資源を結ぶ、線的・面的な景観形成の推進
- (イ) 環境と調和した施設整備による景観資源等のネットワークの強化
 - ・ 道路等へのフラワーポット設置、路肩を利用した花の植栽等の緑化推進
 - ・ 景観と調和したサイン、ガードレール、橋りょう等構造物の整備

(8) 眺めの景



御成山からの日の出の風景



御成山公園から見た雪景色



吾妻連峰の雪景色

ア ビューポイントの整備と選定を図ります。

- (ア) 山や高台から市街地を展望できる場所の整備
- (イ) 吾妻山、斜平山等、本市の美しい自然景観が眺望できる場所(仮称)「米沢八景」の選定

イ 四季の景観（桜、新緑、紅葉、冬景色）を楽しむ場の整備を図ります。

- (ア) 四季の景観を楽しむことのできるスポットの整備（ベンチ等の休憩施設の整備）
- (イ) 松が岬公園等の桜並木や都市公園等の緑地の保全・育成

ウ 夜景（ライトアップ※）による景観の形成を図ります。

- (ア) 御成山、吾妻山等から夜景景観を楽しむ場の整備
- (イ) 市街地の夜景景観を楽しむ場の整備
- (ウ) 歴史建造物や公共の建築物、橋りょう、モニュメント等のライトアップ等による市街地の夜景景観の形成
- (エ) 周辺と調和する照明の推奨
- (オ) まちなみの効果的なライティング※による、安全で親しみを感じる歩行者空間づくり

第4 地域別の景観形成方針・行為の制限

【地域・地区別景観形成方針】

景観形成の基本姿勢及び要素別景観形成方針を踏まえ、地域別の景観形成方針を定めます。

また、重点的に良好な景観の形成を図る地区を景観形成重点地区として指定し、地域別景観形成方針とは別に景観形成方針を定めます。

【届出対象行為】

景観法第16条各号に定める届出対象行為は、次のとおりです。

ア 景観法第16条第1項第1号から第3号までの規定による届出対象行為

- ① 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「**建築等**」という。)
- ② 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「**建設等**」という。)
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(以下「**開発行為**」という。)

イ 景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める届出対象行為

- ① 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更(以下「**土地の形質の変更**」という。)
- ② 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(以下「**物件の堆積**」という。)

なお、届出の対象となる規模は、それぞれの地域・地区ごとに定めます。

【景観形成基準】

景観法第8条第2項第2号で定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(以下「**景観形成基準**」という。)は、地域・地区別に定めます。

【本市以外の国の機関及び地方公共団体が行う行為】

国の機関及び地方公共団体は、届出対象行為に該当する行為をしようとするときには、あらかじめ、市長にその旨を通知する必要があります。この場合、必要に応じて景観形成基準に適合するよう協議を求めることができます。(景観法第16条第6項)

【本市が行う行為】

本市が行う行為については、「米沢市公共施設の景観形成に関する指針」に基づき事前届出・事前協議を行う必要があります。

1 自然景観保全地域

(1) 自然景観保全地域の区域

自然景観保全地域は、都市計画で定める都市計画区域以外の区域です。

地区名	地域区分の詳細
田沢 広幡 六郷	全域
万世 山上 南原 三沢	都市計画区域を除く



(2) 自然景観保全地域の景観形成方針

この地域は、吾妻山や斜平山に代表される美しい山岳や田園等の自然が多く残されていることから、この豊かな自然景観を保全します。

- (ア) 吾妻山や斜平山を始めとした、豊かな自然景観の保全と育成及びその景観資源の活用
- (イ) 山麓の農村集落や田園集落の景観の保全
- (ウ) 豊かな水に恵まれた田園や畑等の優良農地の保全・育成
- (エ) 地域に根ざした寺社の保全と祭等の伝統行事の継承



田植えの風景



斜平山の雪景色



里の雪景色

(3) 自然景観保全地域の届出対象行為と規模

届出対象行為の種別		届出対象行為
建築等	新築、増築 改築、移転	・ 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える建築物で変更面積が見付面積※の2分の1を超えるもの
建設等		・ 高さ13m又は築造面積1,000㎡を超える工作物。ただし、擁壁類、電気供給又は電気通信のための工作物は次のとおり。 ・ 高さ5m又は長さが30mを超える擁壁類 ・ 高さ20mを超える電気供給又は電気通信のための工作物
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える工作物で変更面積が見付面積の2分の1を超えるもの
開発行為		・ 3,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更		・ 3,000㎡を超えるもの
物件の堆積		・ 高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの (堆積の期間が30日を超えて継続しないものは除く。)

(4) 自然景観保全地域の景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望 景観	・ 保全対象の眺望景観(別に定める眺望景観をいう。以下同じ。)における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ・ 建築物の高さは、保全対象の眺望景観における視点と主対象の上端を結ぶ面(以下「眺望面」という。)を超えないようにすること。 やむをえず眺望面を超える場合は、当該建築物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。
建設等	形態	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。 ・ 鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望 景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ・ 工作物の高さは、眺望面を超えないようにすること。 やむをえず眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

(5) 自然景観保全地域及び景観形成地域における保全対象の眺望景観

保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

主対象	視 点
大朝日岳、飯豊山、 西吾妻山、栗子山	国道 13 号、東北中央自動車道、 米沢南陽道路
大朝日岳、飯豊山、 西吾妻山、栗子山、 斜平山(笹野山)	国道 121 号、国道 287 号
西吾妻山、栗子山、 斜平山(笹野山)	主要地方道米沢猪苗代線

注 1 視点は、道路の路肩端又は歩道端で 1.5m の高さとする。

注 2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。

注 3 視点のうち、東北中央自動車道は供用区間をいう。

2 景観形成地域

(1) 景観形成地域の区域

景観形成地域は、都市計画で定める都市計画地域です。

なお、別に定める景観形成重点地区は、景観形成区域から除きます。

地区名	区域区分の詳細
東部 南部 中部 西部 松川 北部 愛宕 上郷 窪田 塩井	全域
万世 山上 南原 三沢	都市計画区域内に限る



(2) 景観形成地域の景観形成方針

景観形成地域は、歴史・文化が薫る市街地景観や商業地の賑わい景観を創出するとともに、住宅地における潤いと安らぎの景観形成を図ります。

ア 景観形成地域の景観形成方針共通事項

- (ア) 歴史・文化的景観資源の保全・活用による歴史と文化の薫る魅力ある景観の形成
- (イ) 賑わいと魅力のある商業地の景観形成
- (ウ) 公園・緑地、河川等の市街地に残された自然の保全・育成
- (エ) 住宅地等の緑化による潤いのある市街地景観の形成
- (オ) 道路の緑化、シンボルロードの整備による個性ある沿道景観の形成

イ 地区別の景観形成方針

(ア) 中心商店街周辺地区

賑わいと魅力ある中心商店街の景観形成を図ります。

a 賑わいのある中心商店街の形成

- ・ ショーウィンドーの充実、店頭照明、店舗改装等による中心商店街の景観の向上
- ・ イベント等の開催による賑わいの商店街づくり

b 魅力ある中心商店街の景観形成

- ・ まとまりと統一感のある中心商店街の形成
- ・ 買い物を楽しめる歩行空間の創出
- ・ ポケットパーク、休憩施設等の整備

(イ) 松が岬公園～中心商店街～米沢駅区間

シンボルロードとして景観形成を推進します。

- a 松が岬公園～大門交番（都市計画道路上杉神社東寺町線）
 - ・ 歴史・文化が薫る表参道にふさわしい景観形成
 - ・ 地区道路沿線における歴史・文化施設等と一体となった景観形成
 - ・ 城下町の歴史・文化を楽しみながら散策できる道路の整備
- b 大門交番～平和通り商店街入口（都市計画道路南米沢駅外の内線）
 - ・ 点在する伝統的商家づくりの建築物を活かした景観の形成
 - ・ 山当て*の対象となっている兜山が眺望できる景観の保全
 - ・ 城下町の歴史・文化を体感しながら散策できる道路の整備
- c 平和通り商店街入口～米沢駅（都市計画道路米沢駅元竈町線）
 - ・ 芸術性を持たせたストリート・ファニチャー等の設置による魅力ある道路づくり
 - ・ 住之江橋からの吾妻山、斜平山の眺望景観の確保

（ウ）東寺町・北寺町周辺地区

寺院等の資源を活かした、歴史や文化が薫る景観の形成を図ります。

- a 古くから残された寺院の並ぶまちなみの保全
- b 寺町としてのまちなみの景観形成
- c 寺社林の保全と沿道の緑化推進

（エ）大町周辺地区

蔵が点在する歴史や文化が薫る景観の形成を図ります。

- a 古くから残された蔵の保全と活用によるまちなみ景観の形成
- b 歴史や文化が薫るまちなみの形成
- c 地区道路沿線の緑化推進と休憩施設等の整備

（オ）芳泉町周辺地区

武家屋敷群やうこぎ垣根の資源を活かした、歴史や文化が薫る景観の形成を図ります。

- a 武家屋敷の並ぶまちなみの保全
- b うこぎ垣根による沿道の景観形成

(3) 景観形成地域の届出対象行為と規模

届出対象行為の種別		景観形成地域
建築等	新築、増築 改築、移転	・ 高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える建築物で変更面積が見付面積の2分の1を超えるもの
建設等		・ 高さ13m又は築造面積1,000㎡を超える工作物。ただし、擁壁類、塀類、電気供給又は電気通信のための工作物は次のとおり。 ・ 高さ5m又は長さが30mを超える擁壁類 ・ 高さ1.8m又は長さが10mを超える塀類 ・ 高さ20mを超える電気供給又は電気通信のための工作物
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える工作物で変更面積が見付面積の2分の1を超えるもの
開発行為		・ 1,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更		・ 1,000㎡を超えるもの
物件の堆積		・ 高さ2.5m又は面積500㎡を超えるもの (堆積の期間が30日を超えて継続しないものは除く。)

(4) 景観形成地域における景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望 景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。 ・ 建築物の高さは、眺望面を超えないようにすること。やむをえず眺望面を超える場合は、当該建築物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。
建設等	形態	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀の設置に努めること。
	色彩	・ 目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望 景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。 ・ 工作物の高さは、眺望面を超えないようにすること。やむをえず眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

3 景観形成重点地区

本市を代表し、重点的に良好な景観を形成する地区として、次の区域を景観形成重点地区に指定します。

- (1) 松が岬公園周辺地区
- (2) 米沢駅周辺地区
- (3) 上杉家廟所周辺地区
- (4) 小野川地区

なお、指定を希望する他の地区については、景観に関する住民意識の熟度が高まった段階で、順次追加して指定します。

[景観形成重点地区の景観形成方針共通事項]

- (ア) 建築物や塀の協調建替え誘導や景観形成デザインガイドに基づく修景の推進
 - a 住宅等の新築や改装時における建築物の高さ、形態、色彩等についての自主的な協定づくりの推進
- (イ) 道路空間の整備の推進
 - a 道路舗装の高質化、街路灯・ベンチ・サイン等のデザイン化されたストリート・ファニチャーの設置
 - b 電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化の検討
 - c ポケットパーク等のゆとり空間と休息の場の確保
- (ウ) 緑化の推進
 - a 樹木の植栽やうこぎ垣根の奨励
 - b 花いっぱい運動の推進

(1) 景観形成重点地区の届出対象行為と規模

届出対象行為の種別		届出の対象となる規模
建築等	新築、増築 改築、移転	・ 建築面積が10㎡を超えるもの
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える建築物で変更面積が見付面積の5分の1を超えるもの
建設等		・ 高さ5m又は築造面積500㎡を超える工作物。ただし、擁壁類、塀類、電気供給又は電気通信のための工作物は次のとおり。 ・ 高さ2m又は長さが10mを超える擁壁類 ・ 高さ1.8m又は長さが5mを超える塀類 ・ 高さ20mを超える電気供給又は電気通信のための工作物
	外観の変更 色彩の変更	・ 上記規模を超える工作物で、変更面積が見付面積の2分の1を超えるもの
開発行為		・ 500㎡を超えるもの
土地の形質の変更		・ 500㎡を超えるもの
物件の堆積		・ 高さ2.5m又は面積200㎡を超えるもの (堆積の期間が30日をを超えて継続しないものは除く。)

(2) 松が岬公園周辺地区

ア 松が岬公園周辺地区の区域

松が岬公園周辺地区の区域は、次のとおりとします。

なお、道路境界から15mの位置を区域境界とします。



イ 松が岬公園周辺地区の景観形成方針

a 歴史や文化が薫る景観の形成

i 歴史・文化的景観資源の保全・活用

ii 歴史や文化が薫るまちなみの形成

- ・お堀周辺の建築物の景観形成基準に基づく修景の推進
- ・水と緑を活かしたまちなみの形成
- ・道路整備の推進（石畳舗装、電線類の地中化等）

b 当該地区の核となる松が岬公園の一層の充実



ウ 松が岬公園周辺地区の景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 大規模な建築物(地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上)の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
建設等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀等とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないように配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

(3) 米沢駅周辺地区

ア 米沢駅周辺地区の区域

米沢駅周辺地区の区域は、次のとおりとします。

なお、道路境界から15mの位置を区域境界とします。



イ 米沢駅周辺地区の景観形成方針

a 本市の玄関口としての景観の形成

i 駅前広場等の充実

ii 駅前商業地としてのまちなみの形成

- ・ショーウィンドーの充実、店頭照明、店舗改装等による商店街の景観の向上
- ・ゆとりの空間を創出するセットバックの推進
- ・まとまりと統一感のある商店街の形成
- ・買い物を楽しめる歩行空間の創出
- ・街路樹等の緑化の推進

b 交通拠点としての機能の整備

i 情報提供機能、市内への誘導機能（サイン等）の充実



ウ 米沢駅周辺地区における景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 大規模な建築物(地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上)の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 音羽屋をはじめ、駅舎、住之江橋及び一中等、明治・大正時代の雰囲気を感じられる地区の景観特性に配慮すること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。 ・ 店舗等は、快適な歩行空間を確保するため、圧迫感を与えないように外壁をセットバックすること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
建設等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀等とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

(4) 上杉家廟所周辺地区

ア 上杉家廟所周辺地区の区域

上杉家廟所周辺地区の区域は、次のとおりとします。
なお、道路境界から15mの位置を区域境界とします。



イ 上杉家廟所周辺地区の景観形成方針

- a 上杉家廟所と調和する周辺景観の整備
 - i 上杉家廟所と調和する周辺建築物の景観の形成
 - ・看板等の誘導、規制
 - ・植栽やうこぎ垣根等による緑化の推進
 - ii 上杉家廟所へ通じる道路の整備
 - ・道路舗装の高質化
 - ・電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化



ウ 上杉家廟所周辺地区の景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 大規模な建築物(地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上)の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
建設等	形態 意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀等とすること。
	色彩	・ 別に定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないように配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

(5) 小野川地区

ア 小野川地区の範囲

小野川地区の範囲は、次のとおりとします。

なお、道路境界から15mの位置を地区境界とします。



イ 小野川地区の景観形成方針

- 温泉地としての風情が色濃く感じられるまちなみづくりを実践しましょう。
 - ・共同浴場尼湯は、小野川温泉のシンボルです。この尼湯を中心として、小野川らしい温泉地の風情ある空間づくりを行ないます。
- 清潔なまちなみづくりを心がけましょう。
 - ・まちなみ空間は、みんなのものです。日用品等を整理し、季節の草花を飾るなど、清潔で心地よいまちなみづくりを行います。
- 住民や温泉客がそぞろ歩きができる空間づくりを心がけましょう。
 - ・温泉地に訪れたときのワクワク感を演出するまちなみづくりを行います。



ウ 小野川地区における景観形成基準

区 分		景観形成基準
建築等	形態 意匠	・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路に面する壁面は、周辺建物の壁面と揃えるなどして、連続性を確保し、調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
建設等	形態 意匠	・ 周囲の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀は設置せず、生垣か板塀とすること。やむを得ずブロック塀等を用いる場合は、景観配慮型の表面加工を施したものか、前面に板を張り板塀風にするなどの加工を施したものとする。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 遠方から行為地を望見した場合に、突出した印象とならないよう配慮すること。
	位置	・ 道路に面する工作物は、周辺と壁面を揃えるなどして、連続性を確保し、まちなみと調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

(6) 景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

対 象	色 相		明 度	彩 度
建築物の 屋根	R系	0.1R ～10R	5以下	4以下
	YR系	0.1YR～10YR		
	Y系	0.1Y ～ 5Y		
	その他の色相			1以下
建築物の外壁 及び工作物	R系	0.1R ～10R	8以下	4以下
	YR系	0.1YR～10YR		
	Y系	0.1Y ～ 5Y		
	その他の色相			1以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあつては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材によって仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

第5 その他の良好な景観の形成に関する事項

1 景観重要建造物の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む。）で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要建造物」として指定します。

- (1) 建造物が日常的に使用されていること又は現在使用されていない建造物においては、使用されることが確実であること。
- (2) 建造物の近傍に視覚的な障害がないこと。
- (3) 築 50 年以上であること。
- (4) 建造物が伝承又は風俗習慣と結びついて当該建造物が所在する地域において伝統的又は文化的意義を有すること。

2 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要樹木」として指定します。

- (1) 樹木の育成環境が良好であること又は育成環境の整備計画が明確かつ当該計画の実施が確実であること。
- (2) 樹木の近傍に視覚的な障害物がないこと。
- (3) 樹齢 50 年以上であること。
- (4) 樹木が伝承又は風俗習慣と結びついて当該樹木が所在する地域において伝統的又は文化的意義を有すること。
- (5) 当該樹木が愛称を有すること。

3 公共施設の整備に関する景観形成方針

道路、公園、建築物、河川等の公共事業の整備は、地域の景観の核となるものと位置づけ、景観形成の先導的な役割を果たすため、次の方針に基づき、周辺景観に調和する良好な景観の形成を図ります。

- (1) 公共施設の敷地内には、地域の特性にあった花や樹木による緑化を推進し、潤いある公共施設空間を創出する。
- (2) 公共施設の形態・意匠については、周辺景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないようにする。
- (3) 公共施設の色彩については、目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とする。

4 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、商業地域等においては賑わいの景観を創りだします。一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、まちなみ景観や自然景観における景観阻害要素となる場合があります。

屋外広告物は良好な景観形成における重要な要素のひとつであるため、周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導を図ります。

今後は、本市独自の屋外広告物行政の取り組みに向けた検討を行い、将来的には屋外広告条例の制定に向けた取り組みを行います。

なお、当面は山形県屋外広告物条例を遵守することとし、景観形成重点地区等は必要に応じて山形県屋外広告物条例の規定に基づく広告景観モデル地区の指定を受け、規制誘導を図ります。

[屋外広告物に関する景観形成の方針]

- (1) 広告面の基調色については、下表の彩度となるよう努めること。

色 相		彩 度
R系	0.1 R ~ 10 R	10以下
YR系	0.1 YR ~ 10 YR	
Y系	0.1 Y ~ 5 Y	
その他の色相		8以下

- (2) 周囲と調和した落ち着いた印象のものとする。
- (3) イルミネーション及び光源は最小限度に抑え、落ち着いた印象のものとする。

□ 用語解説

用 語		解 説
あ行		
	アクセス道路	対象の建物や場所への交通路。
	オープンスペース	都市や敷地内で、建物の建っていない土地。
さ行		
	サイン	看板、道路標識、交通機関の案内標識、各種施設の案内標識等。
	シンボルロード	市や地域を代表する象徴的な道路。
	ストリート・ファニチャー	道路に設置されている街灯・ベンチ・道路標識等の屋外構造物。
	セットバック	建築物の外壁を敷地境界線から後退させて建てること。
は行		
	フォーラム	フォーラム・ディスカッションの略。示された話題に対して行う討論会。
	フルタイム・ショーウィンドー	商店やデパート等の飾り窓(陳列窓)を、常時見せるようにすること。
	ポケットパーク	小さな公園。都市生活の中で、潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。街区内の空地や道路残地等を利用して作られる場合が多い。
ま行		
	モニュメント	記念として建てられる建造物。広場や公園、道路等に設置する記念碑や彫刻、デザインされた置物等。
	見付面積	建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積。
や行		
	山当て	道路軸を特定の山岳に向けて造る方法。城下町の整備等に取り入れられた手法。
ら行		
	ライトアップ	照明で明るく照らし出すこと。特に、歴史的建造物や庭園・橋・噴水等に照明をあて、夜の景観を演出すること。
	ライティング	照明。
わ行		
	ワークショップ	参加者が現状の把握を行い、課題を整理・分析し、計画の方向性の提言や計画案・設計案づくり等を共同して行うこと。まちづくり等の分野で用いられている住民参加の手法。